

2026年7月1日

各 位

会 社 名 株式会社リプロセル
 代表者名 代表取締役社長 横山 周史
 (コード番号：4978、東証グロース市場)
 問合せ先 経営管理部GM 山根 幸司
 (TEL. 045-475-3887)

**株式及び新株予約権発行プログラム設定契約に基づく第2回第三者割当による新株式
 及び新株予約権の発行に関するお知らせ**

当社は、2026年5月27日付「株式及び新株予約権発行プログラム設定契約締結に係る発行登録並びに第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に関するお知らせ」(以下「当初プレスリリース」という。)にて公表いたしましたとおり、2026年5月27日付で、米国の機関投資家である Heights Capital Management, Inc. が運用する CVI Investments, Inc. (以下「割当予定先」という。)との間で、株式及び新株予約権発行プログラムの設定に係る Equity Program Agreement (以下「エクイティ・プログラム契約」という。)を締結し、エクイティ・プログラム契約に基づき設定された株式及び新株予約権発行プログラム(以下「本プログラム」といい、本プログラムに基づく第1回目の発行乃至第4回目の発行により発行される当社普通株式(最大11,728,000株)を個別に又は総称して「本普通株式」といい、本プログラムに基づく第1回目の発行乃至第4回目の発行により発行される当社新株予約権(最大117,280個(潜在株式数：11,728,000株))を個別に又は総称して「本新株予約権」という。)に基づき、第1回目の発行として、2026年6月11日付で割当予定先に対する第三者割当による新株式及び株式会社リプロセル第17回新株予約権の発行を実施しておりますが、2026年7月1日付の取締役会決議において、本プログラムに基づく第2回目の発行として、割当予定先に対する第三者割当による新株式及び株式会社リプロセル第18回新株予約権の発行(以下「第2回第三者割当」という。)に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 第2回第三者割当に係る本普通株式発行の概要

① 払込期日	2026年7月16日
② 発行新株式数	普通株式2,932,000株
③ 発行価額	1株につき金112円
④ 調達資金の額	328,384,000円
⑤ 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
⑥ 割当予定先	CVI Investments, Inc.
⑦ その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とします。

(2) 第2回第三者割当に係る本新株予約権発行の概要

① 割当日	2026年7月16日
② 新株予約権の総数	29,320個(新株予約権1個につき100株)
③ 発行価額	新株予約権1個当たり113円
④ 当該発行による潜在株式数	2,932,000株

⑤ 調達資金の額	440,181,160円 (内訳) 新株予約権発行分 3,313,160円 新株予約権行使分 436,868,000円
⑥ 行使価額	1株当たり149円
⑦ 権利行使期間	2026年7月17日から2030年7月16日まで
⑧ 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
⑨ 割当予定先	CVI Investments, Inc.
⑩ その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とします。

2. 募集の目的及び理由

(1) 第2回第三者割当の目的

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 2. 本プログラム導入の目的」に記載のとおり、当社グループの将来の成長と安定的な財務基盤の構築の実現を図るため、本プログラムに基づく資金調達を行うものであります。

(2) 第2回第三者割当による資金調達を選択した理由

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 3. 本プログラムによる資金調達を選択した理由」に記載のとおり、本プログラムに基づく資金調達は、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択肢であると考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
768,565,160	8,000,000	760,565,160

(注) 1. 上記の金額は、第2回第三者割当により発行される本普通株式及び本新株予約権に係る払込金額に当該本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。

2. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び本新株予約権の保有者がその権利を喪失した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

4. 発行諸費用は、主に、弁護士費用、及びその他事務費用（印刷事務費用、登記費用）等からなります。

なお、本プログラム全体によって調達する資金の見込総額（差引手取概算額）は、当初プレスリリースの「II. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」をご参照ください。

(2) 調達する資金の具体的な使途

2026年7月1日付の取締役会決議による第2回第三者割当による本普通株式及び本新株予約権の発行により調達する差引手取概算額の具体的な使途については、次のとおり予定しております。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①TIL療法プロジェクトの治験及び承認申請準備に係る費用	300	2026年7月～2028年3月
②難治性固形がんを対象とした「GPC-1 CAR-T療法」の研究開発及び臨床試験開始準備に係る費用	295	2026年7月～2029年6月

③運転資金等	165	2026年7月～2029年3月
合計	760	—

- (注) 1. 調達資金を実際に支出するまで銀行口座で管理いたします。
2. 調達資金のうち、第2回第三者割当による本普通株式の発行により調達する資金328百万円の差引手取概算額324百万円は、①TIL療法プロジェクトの治験及び承認申請準備に係る費用200百万円、②難治性固形がんを対象とした「GPC-1 CAR-T療法」の研究開発及び臨床試験開始準備に係る費用42百万円、③運転資金等82百万円を予定しております。

上記表中に記載の各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① TIL療法プロジェクトの治験及び承認申請準備に係る費用

当社は、第16回新株予約権による調達資金を、新規パイプライン探索・導入の推進に充当する方針としておりましたが、新規パイプラインの具体的な成果として顕在化したTIL療法の具体的な臨床段階への進展の資金として、第16回新株予約権による調達資金を活用しております。当社は、慶應義塾大学医学部産婦人科学教室との共同研究を通じ、進行子宮頸がんを対象とする先進医療BにおけるTIL製造法の技術移転を完了するとともに、2024年11月には当社が受託製造したTILを用いた2例目の患者投与が実施されて以降も、実施計画に基づき対象患者への投与及び当社におけるTIL製造・供給を継続して進めており、臨床現場における製造・供給体制の構築を進めてまいりました。また、2024年10月には新規培養法に関する共同研究契約を締結（当社が2024年10月28日付で開示いたしました「腫瘍浸潤リンパ球（TIL）輸注療法のためのTILの新規培養方法に関する慶應義塾大学医学部産婦人科学教室との共同研究契約に関するお知らせ」をご参照ください。）し、技術基盤の強化を図っております。第16回新株予約権による資金調達額1,217百万円のうち、運転資金98百万円及びTIL療法の臨床現場における製造・供給体制の構築に220百万円の合計318百万円を充当しておりますが、第16回新株予約権の調達資金の未充当額899百万円、本プログラムの第1回第三者割当において充当予定としている資金700百万円、及び今回の第2回第三者割当により調達する資金300百万円の合計1,899百万円を今後のTIL療法を当社の自社パイプラインとして承認申請・商用化の段階へ引き上げるための資金として充当いたします。

これらの成果を踏まえ、TIL療法を当社の自社パイプラインとして承認申請・商用化の段階へ引き上げるためのものであり、自社主導での治験準備費用及び早期臨床試験（第I/II相）に係る費用に899百万円、製造販売承認申請を見据えた品質管理体制の高度化及び製造プロセス最適化に係る費用に800百万円、並びに外部CRO等への委託費用等に200百万円を充当する予定です。なお、今回の第2回第三者割当により調達する資金300百万円については、主として、製造販売承認申請を見据えた品質管理体制の高度化及び製造プロセス最適化に係る費用240百万円、並びに外部CRO等への委託費用等60百万円に充当する予定です。

② 難治性固形がんを対象とした「GPC-1 CAR-T療法」の研究開発及び臨床試験開始準備に係る費用

GPC-1 CAR-T療法は、第16回新株予約権発行以降の継続的な新規パイプライン探索活動の成果として、2024年12月のAMED公募事業への採択を契機に新たに当社パイプラインに加わったものです。現在、京都大学大学院医学研究科及び国際医療福祉大学医学部との共同研究のもと、薬事規制に準拠した非臨床試験、品質・製造方法の確立等を進めております。

本プログラム全体においては、食道がん等の難治性固形がんを対象とした臨床試験の早期開始に向けた研究開発費に700百万円、非臨床試験費用に250百万円、CMC関連費用及び治験開始準備費用等に1,050百万円の合計2,000百万円を充当する予定としております。

今回の第2回第三者割当により調達する資金295百万円については、GPC-1 CAR-T療法を新たな成長の柱として早期に臨床段階へ進展させるため、研究開発費に98百万円、非臨床試験費用に33百万円、CMC関連費用及び治験開始準備費用等に164百万円を充当する予定です。具体的には、京都大学大学院医学研究科及び国際医療福祉大学医学部との共同研究を通じた研究開発の推進、薬事規制に準拠した非臨床試験の実施、並びに治験開始に向けた品質・製造方法の確立、製造プロセスの検討及び関連資料の整備等に充当してまいります。

③ 運転資金等

上記各パイプラインの開発推進に加え、当社の競争優位性の源泉である「ヒト細胞ビジネスプラットフォーム」及び再生医療等製品の受託製造体制を維持・強化するため、研究開発費、人件費及び一般管理費等の運転資金に充当する予定です。これにより、研究支援事業で創出する収益基盤とメディカル事業における成長投資の両立を図り、継続的な企業価値向上につなげてまいります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本プログラムにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の当社の中長期的な企業価値の向上に寄与することができることから、本プログラムによる本普通株式及び本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①第2回第三者割当に係る本普通株式

第2回第三者割当に係る払込金額は、エクイティ・プログラム契約に基づき、第2回第三者割当の発行条件決定に係る取締役会決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の90%としています。当該取締役会決議日の直前取引日の終値を採用することとしたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、割当予定先は発行決議日から払込期日までの約2週間における株価下落リスクを甘受せざるを得ない立場にあること、本普通株式の発行により希薄化が生じること、本普通株式の発行によって迅速かつ確実に資金調達を行うことで中長期的な株主価値の向上が見込まれること等も総合的に勘案し、ディスカウント率を含め、割当予定先とも十分に協議の上、第2回第三者割当に係る本普通株式の発行価額を決定いたしました。なお、当該払込金額は、当該取締役会決議日の直前取引日までの1ヶ月間（2026年6月1日から2026年6月30日）の終値平均値126円（単位未満四捨五入。以下同様。）に対し11.11%（小数点第3位以下四捨五入。以下ディスカウント率につき同様。）のディスカウント、同3ヶ月間（2026年4月1日から2026年6月30日）の終値平均値152円に対し26.32%のディスカウント、同6ヶ月間（2026年1月1日から2026年6月30日）の終値平均値160円に対し30.00%のディスカウントとなっております。

また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、上場会社が第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、本払込金額は当該指針に準拠しており、会社法第199条第3項の特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員からも、上記と同様の理由により、上記方法により決定される払込金額は、会社法第199条第3項の割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

②第2回第三者割当に係る本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結したエクイティ・プログラム契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」という。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026年6月30日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（124円）、予定配当額（0円）、無リスク利子率（1.8%）、当社普通株式の株価変動性（55.7%）及び市場出来高、株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合に割当予定先による行使請求が均等に実施されること、割当予定先が権利行使により取得した当社普通株式を出来高の一定割合の株数の範囲内で直ちに売却すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

また、本新株予約権の当初の行使価額については2026年6月30日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%に相当する金額に設定されており、最近6ヶ月間の当社株価の水準は下回っているものの、発行決議日直前取引日の当社株価と比べれば十分に高い水準であると考えております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額（新株予約権 1 個当たり 113 円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の 1 個の払込金額を当該評価額と同額の 113 円としています。本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、本新株予約権の発行価額は算定結果である評価額と同額であるため、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役 3 名（うち社外監査役 3 名）全員から、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関が当社及び割当予定先から独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額は、当該第三者算定機関によって算出された評価額と同額であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第 2 回第三者割当により発行される本普通株式の数（2,932,000 株）に第 2 回第三者割当により発行される本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（2,932,000 株）を合算した総株式数は 5,864,000 株（議決権数 58,640 個）であり、2026 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数 95,147,891 株及び議決権数 949,796 個を分母とする希薄化率は 6.16%（議決権ベースの希薄化率は 6.17%）に相当します。また、本日の発行決議に先立つ 6 ヶ月以内に発行された第 1 回第三者割当による本普通株式の数（2,932,000 株）と本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（2,932,000 株）を加算した総株式数 5,864,000 株（議決権数 58,640 個）に、第 2 回第三者割当により発行される本普通株式の数（2,932,000 株）と本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（2,932,000 株）を加算した総株式数 5,864,000 株（議決権数 58,640 個）を合算した総株式数は 11,728,000 株（議決権数 117,280 個）であり、2026 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数 95,147,891 株及び議決権数 949,796 個を分母とする希薄化率は 12.33%（議決権ベースの希薄化率は 12.35%）に相当します。さらに、当初プレスリリースの「II. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行 5. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本プログラムにより発行される本普通株式の上限数（11,728,000 株）に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（11,728,000 株）を合算した総株式数は 23,456,000 株（議決権数 234,560 個）であり、2026 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数 95,147,891 株及び議決権数 949,796 個を分母とする希薄化率は 24.65%（議決権ベースの希薄化率は 24.70%）に相当します。

しかしながら、当社としては、このような希薄化が生じるものの、上述した本プログラムにより資金調達を行う目的、資金使途及び第 2 回第三者割当の払込金額の算定根拠に照らすと、第 2 回第三者割当による当社普通株式の発行数量及び本プログラムにより発行される当社普通株式の発行数量はいずれも合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

(2) 割当予定先を選定した理由

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等 (2) 割当予定先を選定した理由」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」をご参照ください。なお、2026 年 6 月 17 日付「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡に関する報告書」にてお知らせしたとおり、本プログラムのうち 2026 年 5 月 27 日付の取締役会決議による第 1 回目の株式及び新株予約権の発行に基づき新たに発行された本普通株式（2,932,000 株）について、割当予定先から、BofA 証券株式会社に対して当該株式を 2026 年 6 月 15 日付で譲渡した旨の報告がありました。2026 年 7 月 1 日付の取締役会決議による第 2 回目の株式及び新株予約権の発行に基づき新たに発行される本普通株式（2,932,000 株）

について、割当予定先による当該譲渡と同種の取引その他の当社株式の処分の予定につき、本日時時点で当社は開示しておりませんが、開示すべき事項が生じた場合は速やかに開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等 (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」をご参照ください。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社株主である横山周史（以下「貸株人」という。）と割当予定先との間で、2026年6月10日から、①全ての本新株予約権の行使期間が経過した日又は②割当予定先が本新株予約権を保有しなくなった日のうちいずれか早い日までの期間を貸借期間として、割当予定先が、貸株人の保有する当社普通株式（上限 500,000 株）を借り入れることができることを合意する本株式貸借契約が 2026 年 6 月 10 日付で締結されております。なお、本株式貸借契約上、割当予定先は、つなぎ売り（以下に定義される。）以外の目的での当社普通株式の第三者への譲渡、質権を含む担保権の設定、その他一切の処分をせず、また、つなぎ売り以外の空売りを目的として、第三者との間で当社普通株式についての株券貸借に関する契約を締結しないものとされています。「つなぎ売り」とは、割当予定先が本新株予約権の行使を行うことを前提に当該新株予約権の行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で発行会社の株式の売付けを行うことをいいます。

(6) ロックアップ等について

当初プレスリリースの「II. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行 6. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップ等について」をご参照ください。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2026年3月31日）現在		募集後	
横山 周史	1.21%	CVI Investments, Inc.	8.23%
中野 暁	1.05%	BofA証券株式会社	2.74%
上田八木短資株式会社	0.87%	横山 周史	1.08%
五十畑 輝夫	0.87%	中野 暁	0.93%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	0.76%	上田八木短資株式会社	0.77%
株式会社日本生物材料センター	0.59%	五十畑 輝夫	0.77%
中辻 憲夫	0.52%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	0.68%
椎橋 正則	0.49%	株式会社日本生物材料センター	0.53%
旭化成酸素株式会社	0.47%	中辻 憲夫	0.46%
荒井 憲一	0.47%	椎橋 正則	0.44%

(注) 1. 募集前の持株比率は、2026年3月31日現在における発行済株式総数を基準とし、募集後の持株比率は2026年3月31日現在における発行済株式総数に、本プログラムのうち2026年5月27日付の取締役会決議による第1回目の株式及び新株予約権の発行に基づき新たに発行された本普通株式（2,932,000株）及び割当予定先に割り当てられた本新株予約権29,320個の目的となる株式数（2,932,000株）並びに2026年7月1日付の取締役会決議による第2回目の株式及び新株予約権の発行に基づき新たに発行される本普通株式（2,932,000株）及び割当予定先に割り当てられる本新株予約権29,320個の目的となる株式数（2,932,000株）（合計11,728,000株）を加味して算出しております。

2. 募集後の割当予定先の持株比率は、割当予定先に対して、本プログラムに基づいて発行される当社株式及び新株予約権のうち、2026年5月27日付の取締役会決議による第1回目の株式及び新株予約権の発行に基づき新たに発行された本普通株式（2,932,000株）及び割当予定先に割り当てられた本新株予約権29,320個の目的となる株式数（2,932,000株）並びに2026年7

月 1 日付の取締役会決議による第 2 回目の株式及び新株予約権の発行に基づき新たに発行される本普通株式 (2,932,000株) 及び割当予定先に割り当てられる本新株予約権29,320個の目的となる株式数 (2,932,000株) (合計11,728,000株) から、2026年 6 月15日付で割当予定先からBofA証券株式会社に対して譲渡された2,932,000株を差し引いた所有株式数に基づいて記載しています。

3. 募集後のBofA証券株式会社の持株比率は、2026年 6 月17日付「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡に関する報告書」にてお知らせしたとおり、本プログラムのうち2026年 5 月27日付の取締役会決議による第 1 回目の株式及び新株予約権の発行に基づき新たに発行された本普通株式 (2,932,000株) について、割当予定先から、BofA証券株式会社に対して当該株式を2026年 6 月15日付で譲渡した旨の報告がありましたので、当該譲渡を加味して算出しております。

8. 今後の見通し

本プログラムによる資金調達が当期の業績予想に与える影響は軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本普通株式及び本新株予約権の発行は、①希薄化率が 25%未満になると見込んでおり、②支配株主の異動を伴うものではないことから、この場合、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績 (連結)

	2024年 3 月期	2025年 3 月期	2026年 3 月期
売上高	2,426,817	2,978,627	2,233,519
営業損失 (△)	△409,293	△130,409	△860,064
経常利益又は経常損失 (△)	40,191	45,053	△581,333
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△31,415	103,245	△591,693
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	△0.37	1.11	△6.25
1 株当たり配当金 (円)	—	—	—
1 株当たり純資産額 (円)	93.41	94.89	93.09

(単位：千円。特記しているものを除く。)

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2026年 6 月30日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	98,079,891株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	2,932,000株	2.99%

(注) 現時点の行使価額における潜在株式数には、2026年 5 月27日付の取締役会決議による第 1 回目の新株予約権の発行に基づき割当予定先に割り当てられた新株予約権に係る潜在株式数2,932,000株を含みます。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
始 値	241円	160円	147円
高 値	329円	277円	242円
安 値	152円	97円	112円
終 値	159円	147円	176円

② 最近6ヶ月間の状況

	2026年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
始 値	141円	160円	180円	179円	170円	129円
高 値	200円	204円	196円	186円	178円	142円
安 値	140円	142円	159円	166円	125円	117円
終 値	159円	188円	176円	172円	129円	124円

③ 発行決議日直前取引日における株価

	2026年6月30日
始 値	130円
高 値	130円
安 値	124円
終 値	124円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第16回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行

割当日	2023年12月21日
発行新株予約権数	100,000個
発行価額	総額 5,300,000円
発行時における調達 予定資金の額 (差引手取概算額)	2,088,300,000円
割当先	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社
募集時における発行 済株式数	85,141,191株
当該募集における潜 在株式数	10,000,000株
現時点における行使 状況	行使済株式数：8,865,700株 (残新株予約権数：11,343個、行使価額53円) ※なお、上記残新株予約権数：11,343個につきましては、2025年1月27日付で取得及び消却しております。
現時点における調達 した資金の額 (差引手取概算額)	1,217百万円
発行時における当初 の資金使途	① 新規パイプラインの導入及び治験に係る費用 ② 運転資金等
発行時における支出 予定時期	① 2024年4月～2029年3月 (1,990百万円) ② 2024年1月～2026年3月 (98百万円)
現時点における充当 状況(充当予定額 (総額))	① 2026年6月までに220百万円を充当。(1,119百万円) ② 2026年3月までに98百万円を充当。(98百万円)

本プログラムに基づく第1回第三者割当に係る本普通株式発行

払込期日	2026年6月11日
調達予定資金の額 (差引手取概算額)	367,364,000円
発行価額	1株につき金127円
募集時における発行 済株式数	普通株式95,147,891株
当該募集による発行 株式数	普通株式2,932,000株
募集後における発行 済株式総数	普通株式98,079,891株
割当先	CVI Investments, Inc.
発行時における当初 の資金使途	① TIL療法プロジェクトの治験及び承認申請準備に係る費用 ② 運転資金等
発行時における支出 予定時期	① 2026年6月～2028年3月 ② 2026年6月～2029年3月
現時点における充当 状況(充当予定額 (総額))	① 2026年6月までに0百万円を充当。(300百万円) ② 2026年6月までに0百万円を充当。(67百万円)

本プログラムに基づく第1回第三者割当に係る本新株予約権発行

割当日	2026年6月11日
発行新株予約権数	29,320個
発行価額	新株予約権1個当たり133円
発行時における調達 予定資金の額 (差引手取概算額)	498,339,560円
割当先	CVI Investments, Inc.
募集時における発行 済株式数	普通株式95,147,891株
当該募集における潜 在株式数	普通株式2,932,000株
現時点における行使 状況	0株
現時点における調達 した資金の額 (差引手取概算額)	0円
発行時における当初 の資金使途	① TIL療法プロジェクトの治験及び承認申請準備に係る費用 ② 運転資金等
発行時における支出 予定時期	① 2026年6月～2028年3月 ② 2026年6月～2029年3月
現時点における充当 状況(充当予定額 (総額))	① 2026年6月までに0百万円を充当。(400百万円) ② 2026年6月までに0百万円を充当。(98百万円)

11. 発行要項

第2回目の発行に係る本普通株式の発行要項及び本新株予約権の発行要項は、それぞれ別紙1及び別紙2に記載しております。

以上

株式会社リプロセル普通株式
発行要項

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式2,932,000株
(2) 払込金額	1株につき112円
(3) 払込金額の総額	328,384,000円
(4) 増加する資本金の額	164,192,000円
(5) 増加する資本準備金の額	164,192,000円
(6) 割当方法	第三者割当の方法による。
(7) 払込期日	2026年7月16日(木)
(8) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とする。

株式会社リプロセル第18回 新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社リプロセル第18回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期日

2026年7月16日

3. 割当日

2026年7月16日

4. 払込期日

2026年7月16日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を CVI Investments, Inc. に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 2,932,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割} \cdot \text{無償割当て} \cdot \text{併合の比率}$$

なお、「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。

また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。

- (3) 調整後割当株式数は、当社普通株式の分割の場合は、分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の併合の場合は、併合の効力発生日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (4) 割当株式数の調整が行われるときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整が行われる旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

29,320 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 113 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 1.13 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 149 円とする。

10. 行使価額の修正

該当なし

11. 行使価額の調整

- (1) 本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記第(2)号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第(2)号③に定義する取得価額等。また、下記第(2)号③の場合は、下方修正が行われた後の取得価額等）が、下記第(2)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額に調整される。

- (2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（以下、当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することを「交付」という。）（無償割当てによる場合を除く。）（但し、株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合、並びに、当社及び CVI Investments, Inc. の間の 2026 年 5 月 27 日付 EQUITY PROGRAM AGREEMENT に基づき CVI Investments, Inc. に対して第三者割当の方法により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式を目的とする新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、ストックオプション制度に基づき当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に当社新株予約権を発行又は付与する場合、並びに、当社及び CVI Investments, Inc. との間の 2026 年 5 月 27 日付 EQUITY PROGRAM AGREEMENT に基づき CVI Investments, Inc. に対して第三者割当の方法

により当社新株予約権を発行する場合を除く。以下「取得請求権付株式等」と総称する。)を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日)以降、又は無償割当ての場合は効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われた場合(但し、本項と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)

調整後行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「株式分割等による行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- (4) 株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 株式の分割による場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の併合による場合

調整後行使価額は、その効力発生日以降これを適用する。

- ③ 株主に対する無償割当てによる場合

調整後行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ④ 本号①及び③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (5) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(6)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (6)① 「特別配当」とは、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額をいう。

② 特別配当による行使価額の調整は、各特別配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。

- (7) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (8)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 特別配当による行使価額調整式で使用する時価は、当該剰余金の配当に係る基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (9) 上記第(2)号、第(4)号及び第(5)号記載の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (10) 行使価額の調整が行われるときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整が行われる旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤及び第(4)号④に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
2026年7月17日から2030年7月16日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
15. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
16. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項並びに当社及び CVI Investments, Inc. との間の2026年5月27日付 EQUITY PROGRAM AGREEMENT に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金113円とした。
18. 行使請求受付場所
株式会社アイ・アール ジャパン

19. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 新橋支店

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上